



平成 30 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 正 栄 食 品 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 本 多 市 郎  
( コード番号 8079 東証第一部 )  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 藤 雄 博 周  
( T E L 03-3253-1211 )

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正の件

平成 30 年 12 月 13 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の内容につきまして、一部誤りがございましたので下記のとおりお知らせいたします。

(第 36 条 (任期) を追加訂正いたします。追加分に関しては太字で示しております。)

記

<訂正前>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第35条 (条文省略) ② (条文省略) (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第35条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

以上